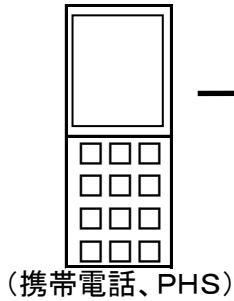


# 携帯電話事業者の有害情報閲覧等の防止対策

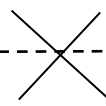


**携帯電話事業者専用回線 (3G, LTE(4G)回線)**

(ドコモ・au・ソフトバンク等)

フィルタリングサービス

携帯電話会社のサーバー



インターネットサイト (有害サイト)

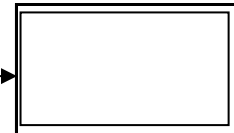
**対策：フィルタリングサービスの利用**

法令	内容
インターネット環境整備法 (第17条)	青少年が利用する場合、事業者等にフィルタリングの提供を義務付け ただし、保護者が利用しない旨の申出をした場合は、この限りではない (提供不要)
条例	①事業者等に保護者に対する説明等を義務付け ・事業者が提供できるフィルタリングサービスの内容 (21都府県) ・有害情報の閲覧機会の発生等 (規則委任) ②フィルタリングを利用しない旨の申出をする場合、保護者に理由を記載した書面の提出を義務付け

**無線LAN回線 (Wi-Fi回線等)**

(駅、飲食店等の公衆回線スポットなど)

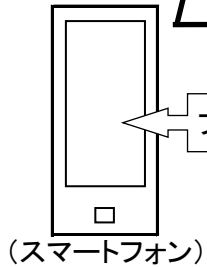
無線LANを提供しているプロバイダのサーバー



インターネットサイト (有害サイト)

フィルタリングソフトウェア

※無線LANでは、サーバー上でほとんどフィルタリングサービスを提供しておらず、ユーザー自らフィルタリングソフトをインストールする必要がある



**対策：フィルタリングソフトの利用、無線回線経由のインターネットアクセス制限**

法令	内容
インターネット環境整備法 (第17条)	スマートフォンの場合は、事業者等にフィルタリングの義務付けなし
条例	事業者等に保護者に対する説明等を義務付け ・事業者が提供できるフィルタリングサービス及びフィルタリングソフトウェアの内容 ・有害情報の閲覧機会の発生等 (規則委任)